

基幹統計調査の承認の状況

(令和3年12月1日～令和3年12月31日分)

令和4年1月26日
政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
自動車輸送 統計調査	国土交通大臣	令和4年1月分以降の調査から、 以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査方法の変更 旅客営業用自動車(バス)調査の オンライン調査について、報告者の 利便性の向上に資するため、政府 統計共同利用システムによる回答 方法を追加	R3.12.8
学校基本調査	文部科学大臣	令和4年に実施する調査から、 以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査事項の変更 学校調査票(高等学校、中等教育 学校)等の学科において、「普通 教育を主とする学科(普通科)」 の欄を「普通科」、「学際領 域学科」、「地域社会学科」及び 「その他普通科」に細分化 (注)高等学校設置基準(平成16年 文部科学省令第20号)の改正に 対応する変更 ② 調査票の提出期限の変更 学校における報告者負担軽減の 観点から、「学校調査」及び「卒 業後の状況調査」に係る調査票 の提出期限を、経常的に5月31 日から6月30日に1か月繰下げ ③ 公表方法の変更 従前、インターネットと印刷物 により公表していた速報につ いて、印刷物を取りやめ	R3.12.20

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。